

第8回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議次第

日 時： 令和8年8月7日（金）10:00～

場 所： オンライン

1 開会挨拶（政策統轄監）

2 報告事項

（1）一般団体会員の活動紹介について

（2）令和8年度孤独・孤立対策事業の取組状況等について

（3）身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ報告書案について

3 意見交換

- ・県・市町村孤独・孤立対策や各団体の活動の更なる周知について

- ・各団体間の更なる連携強化について

4 閉会

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要①

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

【活動内容】

孤独・孤立対策に関する普及・広報活動、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及びNPO等支援組織間の複合的・広域的な連携強化、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動

○幹事団体

【民間支援機関等:12団体】

NPO法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社、労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団さんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会

【社会福祉法人:1団体】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

【行政:21団体】 市町村、鳥取県教育委員会、県(事務局)

○開催概要

第1回(R4.9.14):プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

第2回(R4.12.27):第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等

第3回(R5.8.28):令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り等

第4回(R6.3.18):令和6年度事業、プラットフォーム構成団体の拡大、県孤独・孤立対策地域協議会の設置等

第5回(R6.9.2):令和6年度事業、県内及び県外事例の紹介、県の孤独・孤立対策協議会の運営等

第6回(R7.9.1):令和7年度事業、実態調査の結果、身寄りのない方への支援、市町村プラットフォーム設置

第7回(R8.1.27):令和7年度事業の結果等、一般団体の取組紹介、令和8年度の県・市町村事業

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要②

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

労働者協同組合ワーカーズコープ事業団
さんいんみらい事業所
NPO法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション
(社福)鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
鳥取県児童福祉入所施設協議会
鳥取県居住支援協議会
鳥取県弁護士会
日本司法支援センター鳥取地方事務所
鳥取県商工会議所連合会
(社福)鳥取県社会福祉協議会
鳥取県・鳥取県教育委員会
各市町村

PF会議が中心と
なって企画したPF
の取組への参加を
呼びかけ

一般団体

こども食堂、再犯防止、福祉
団体、ピアサポート団体など
幅広い支援機関を公募し申
し込みがあれば登録
(R8.7月末:48団体)

PFの取組への参加

【幹事団体の機能】

- 1 PF活動の「企画」「検証」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

【一般団体の機能】 ※R6.4.1募集開始

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要③

- 令和6年4月1日から募集を開始した本プラットフォーム「一般会員団体」の加入状況については以下のとおり。
＜令和8年7月末現在＞

※一般会員団体の活動概要はホームページでご確認いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/317119.htm>

- ▶とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの一般団体として参画いただける団体への声かけを引き続き
お願いします。

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	8	NPO法人はるひな、NPO法人あかり広場、合同会社あいいろ、TRIGGER(株)、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社、(株)コモングラウンド、(社福)養和会、(社福)やず
ピアサポート・当事者団体	12	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO法人ピアサポートつむぎ、特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会、元気になるうの会(不登校や学校が苦手な子と親が集う会)、困り感を抱える子を支援する親の会／らっきょうの花、発達障がい家族ネット、Warmeyes、鳥取県高次脳機能障害者家族会、～対話と学びをつなぐりと～どんぐりの森、特定非営利活動法人リカバリポイント、不登校児童生徒ひきこもり青少年の親の会「つながろう会」、「リアン」知的障害・発達障害当事者&家族の会
支援機関	6	(一社)ひだまり、(一社)みもぎの会、Tottori Mama's、(一社)成年後見ネットワーク倉吉、(一社)鳥取県再犯抑止更生協会、(特定非営利活動法人)アプローズ
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	5	倉吉市社協、米子市社協、八頭町社協、大山町社協、智頭町社協
その他	15	いき○研究会、NPO法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会、夢現の風、株式会社Tri-Arrow、フリースクールきょういく、地域支え合い米子居い場所田園、フリースクール・S、NPO法人明るい生活、住居活動支援ネット(ほっとちょこっとcafé)、(一社)外国人ライフサポートnicotto、Mnetグループ、鳥取行政監視行政相談センター、こころの声サポートの会
合計	48	

Tottori Mama's

発表者 中井 みずほ 代表

<具体的な活動内容>

- ・私たちの活動で虐待・DVのない社会へ繋げることを目的とし活動しています。
主には産前産後、子育て世代の女性の孤立防止のための女性同士が繋がる場をイベントを通して実施(ハイハイレース、毎月実施OPENDAY等)、またLINE公式で相談も受付けています。

HP:<https://tottori-mamas.com/>

TOTTORI MAMA'Sの取り組み

様々なイベントの開催やママ同士の交流の場の提供などを通して、子育て中の方のサポートを行っています。
また自治体や企業、店舗等と女性とを繋ぐ役割として、様々な事業を展開しています。



TOTTORI MAMA'S OPENDAY

毎月第1木曜に開催している「OPENDAY」は、お子様と一緒に気軽にお越しいただける日です。



イベントの開催

Tottori Mama's では定期的にセミナーやワークショップなどイベントを企画し開催しています。



名もなき家事ZOO

子どもが主体的に家事に関わるができる、また家庭内で【家事シェア】のためのコミュニケーションを取りやすくするワークショップを実施しています。

【報告事項2】令和8年度孤独・孤立対策事業の取組状況等について

■孤独・孤立対策プラットフォーム事業等

(1)「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催

・孤独・孤立に関わる取組を行っている団体同士の横のつながりを作り、相談支援の好事例の展開や顔の見える関係作りを目的として、ピアサポート、居場所づくり、人材育成などの各ワークショップを実施。

→第1回:R8.10月頃 第2回:R8.12月～R9.2月 ※今後、案内しますので、参加をお願いします

(2)「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助

・支援団体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム加入団体が行う孤独・孤立対策に関する広報・交流活動に県として支援(補助率2/3・上限額20万円)。

→3団体から申請あり(「日南福祉フェスタ」など孤独・孤立の理解や交流を図るイベント等開催を支援)

(3)「とっとり孤独・孤立サポーター」

・地域の中で孤独・孤立を抱える方に寄り添う支援・活動を行う「とっとり孤独・孤立サポーター」を養成。

・サポーターと地域活動団体、相談支援機関、市町村等関係者との交流を図る「サポーター交流会」を開催。

→令和8年度養成研修(基礎研修:R8.7.13、対人援助研修:R8.8.6)に113名の参加申込みあり

→R8.10.21 サポーター同士の取組や行政・関係団体との関係づくりを図る交流会を開催予定

(4)孤独・孤立に係る人材育成研修「スキルアップ研修」

・様々な困難を抱えた当事者、家族と関わる際の視点など相談支援の基本や地域資源等の理解を深め、関係者・関係機関と連携しながら支援を行うポイントなどを学ぶ研修を開催。

→1日目:R8.9.15 2日目:R8.9.17 米子コンベンションセンター(オンライン配信あり)で開催予定

【報告事項2】令和8年度孤独・孤立対策事業の取組状況等について

(5)「鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金」

・ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護等に対するセーフティネットやつながりの構築等、県民が安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりに資する市町村事業を支援(補助率1/2・上限額200万円)。

→4市町村が活用(アウトリーチによる支援、居場所・活動づくり等による孤独・孤立解消の取組)

(6)当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助

・県内のピアサポート団体に対し活動費の助成を行い、経費の問題から二の足を踏んでいる本人や家族による新規立上げの後押しや既存団体の活動の活性化を図る(補助率:新規9/10、継続1/2・上限額50万円)。

→ピアサポート活動を継続する7団体を支援 ※補助金の周知をお願いします。

(7)「ヤングケアラー支援フォーラム兼関係機関職員研修会」の開催

・ヤングケアラーの声や専門家の講演から職域を越えた連携、支援するポイントを探る研修会を開催。

①フォーラム:「ケアラートークセッション」

ヤングケアラー、若者ケアラー経験者がオンラインで登壇し、家族を思う葛藤や周囲からは見えづらい「日常」について、リアルな声を届ける。

②研修会(講演会・ワークショップ)

「日常の延長でできるヤングケアラー支援～気づきをつなぎ、孤立させない多職種連携～」

講師:滋賀県子ども若者部子どもの育ち学び支援課 子ども若者ケアラーコーディネーター

上村 文子(かみむら あやこ) 氏

→R8.7.29(水)倉吉交流プラザ視聴覚ホール 参加申込者71名(会場:55名・録画配信:16名)

【報告事項2】令和8年度孤独・孤立対策事業の取組状況等について

(8)「ひきこもりを考える講演会」の開催

・ひきこもりに関する正しい理解の普及を目的に開催。

講師：一般社団法人hito.toco 宮武 将大(みやたけ しょうた)氏

→R8.11.21(土)倉吉交流プラザ 開催予定 ※参加申込者は録画配信で視聴可能

(9)ヤングケアラー支援の新規・拡充の取組等

(新規)ヤングケアラーコーディネーターの配置

・ヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村や教育機関等からのヤングケアラーの支援に関する相談支援を対応。

・県教育委員会(生徒支援・教育相談センター)と連携し、学校や教育現場と市町村等の支援機関をつなぎ、支援体制の構築・強化を支援。

(拡充)県教育委員会と連携したヤングケアラー元当事者等による学校への出前授業

・県教育委員会(人権教育課)と連携して、県内学校にヤングケアラー元当事者による出前授業を案内。

→4校が実施

(継続)ヤングケアラーの各支援機関による研修会の費用を補助(補助率10/10・上限額8万円)

・プラットフォーム団体、民生・児童委員、地域包括支援センター、介護・障害サービス事業所、こども食堂、公民館等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を助成。

→1団体が申請見込 ※研修補助のご活用をお願いします。

【報告事項3】身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ報告書案について

■(新規)地域のきずな推進支援事業

①「身寄りのない方への支援」ワーキンググループ

<背景・目的>

- ・少子高齢化、核家族化等の社会状況の変化に伴う単身者世帯の増加とともに、身寄りのない人への支援が必要となっており、市町村において苦慮するケースがあり課題となっている。
- ・今後、増加が見込まれる身寄りのない方が、これまでどおり住み慣れた地域において安心して生活していけるように専門家・関係団体の知見や地域住民の支え合い等を活用して、市町村による身寄りのない人を支える地域づくり・支援体制を推進していく。

<プラットフォーム関連事業>

- ・とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにワーキンググループ(WG)を設置して、身寄りのない方 への支援策を検討。



【メンバー】 司法関係団体、権利擁護団体、介護関係・介護施設団体、病院、市町村、県関係部局等

【議題】 身寄りのない方の入院・入所手続、死後事務等の支援 等

【スケジュール】

	開催時期	議題等
第1回	5月28日	身寄りのない方への支援の現状・課題を踏まえての意見交換
第2回	7月 8日	第1回の意見の整理、具体的な支援策の検討
第3回	8月 4日	第2回の議論を踏まえた具体的な支援策(報告書案)の検討
第4回	10月 9日	身寄りのない方への支援策のとりまとめ(報告書の完成)

【報告事項3】身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ報告書案について

②市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業

市町村(圏域)における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的・試行的な仕組みづくり・取組を支援する。

→2市町村が活用(東部圏域における事例集作成、米子市身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業)

<補助対象事業例>

- ・身寄りのない高齢者支援の窓口設置 (市町村⇔病院・介護事業所・ケアマネジャー)
- ・身寄りのない方の入院・入所手順マニュアル・事例集作成
- ・エンディングノートの作成・普及と財産処分等の法律手続きの支援



<補助事業概要>

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助の上限額	6 重要な変更
鳥取県地域で身寄りのない方を支える市町村支援事業	市町村	身寄りのない方に対する日常生活の見守りや相談支援、病院や介護保険施設等の入院・入所時手続きの支援、死後事務の対応など、地域で身寄りのない方に寄り添ったきめ細かなモデル・試行的な取組に係る経費(報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など)	10／10	(1) 市町村の取組 (単独の市町村において取り組む場合) 50万円 (2) 圏域の取組 (複数の市町村において広域的に取り組む場合) 100万円	(1) 直営による実施から委託による実施、またはその逆 (2) 本補助金の増額を伴うもの (3) 本補助金の2割以上の減額を伴うもの

【報告事項3】身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ報告書案について

■報告書案(第3回会議時点の支援の方向性項目)

入院・入所手続きの支援

- ①行政、医療・介護関係者の共通認識と対応のルール化(行政、関係団体等によるガイドラインの策定等)
- ②医療・介護現場の理解促進(医療・介護の現場での多職種連携によるサービス方針の検討)
- ③日常生活自立支援事業・新たな第二種社会福祉事業の実施体制の整備(市町村による社協の連携、支援)
- ④成年後見制度の理解・利用促進(制度改正を含めた成年後見制度の住民への広報・啓発の強化)
- ⑤地域におけるつながり・居場所づくりの推進(住民どうしのつながりづくり・相互の生活支援への発展)

<取組例>

- ▶単身世帯型社会に対応可能な市町村による包括的な支援体制の整備
- ▶圏域単位の市町村による行政・医療・介護のガイドライン・事例集の作成

死後事務の対応支援

- ①行政、医療・介護関係者だけでなく多方面での終活支援の啓発(多分野・多団体による啓発)
- ②行政、関係者の共通認識、役割分担等の対応のルール化(行政、関係団体等によるガイドラインの策定等)
- ③行政による身寄りのない方の遺留金品処分の手続きの簡略化等(国による制度改正等の対応)
- ④国による身寄りのない方の支援制度の充実化等(行政・関係団体と金融機関とのルール化の整備等)

<取組例>

- ▶終活支援サポート体制の整備
- ▶市町村による死後事務対応のガイドライン、要綱、手続きフローの作成
- ▶市町村による身寄りのない方の相続調査・財産処分手続き等の簡略化を図る法制度の改正

【意見交換】

(1) 県・市町村孤独・孤立対策や各団体の活動の更なる周知について

- ・望まない孤独・孤立を防ぐため、支援を求める声をあげやすい、声をかけやすい地域・社会に向けて、行政、民間の各団体において、各種相談窓口の設置の周知や住民啓発をしていただいている。

※県では孤独・孤立対策課ホームページで掲載している各種相談窓口の周知や相談窓口のチラシを関係機関に配布。

- ▶各団体、市町村の孤独・孤立対策・活動(研修会、講演会等)について、情報提供いただいたものを県孤独・孤立対策課ホームページで集約して、県内の孤独・孤立対策をまとめて周知したいため、各団体においては、積極的な情報提供をお願いしたい。
- ▶また、毎年5月は、内閣府が定める「孤独・孤立対策強化月間」のため、各団体、市町村・県において、特に啓発・広報活動の強化をお願いしたい。

※県では、公式LINE、ホームページを通じて県の孤独・孤立対策を広報

- ▶その他、更なる啓発・周知を図るため、ご意見をお願いしたい。

(2) 各団体間の更なる連携強化について

- ・プラットフォーム団体間の情報共有や連携を図るため、プラットフォーム団体の関係づくりのワークショップの開催やプラットフォーム会議での一般団体の活動紹介、毎月のメルマガの送信等を実施している。

- ▶各団体の相互の活動を理解・共有することで、支援を必要とする当事者・家族等への相談・伴走支援をしやすくなると考えれるが、各団体間の更なる連携強化を図る取組など、ご意見をお願いしたい。

【参考1】社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

【参考1】社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1.(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も多様化しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・こども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。



見直し内容

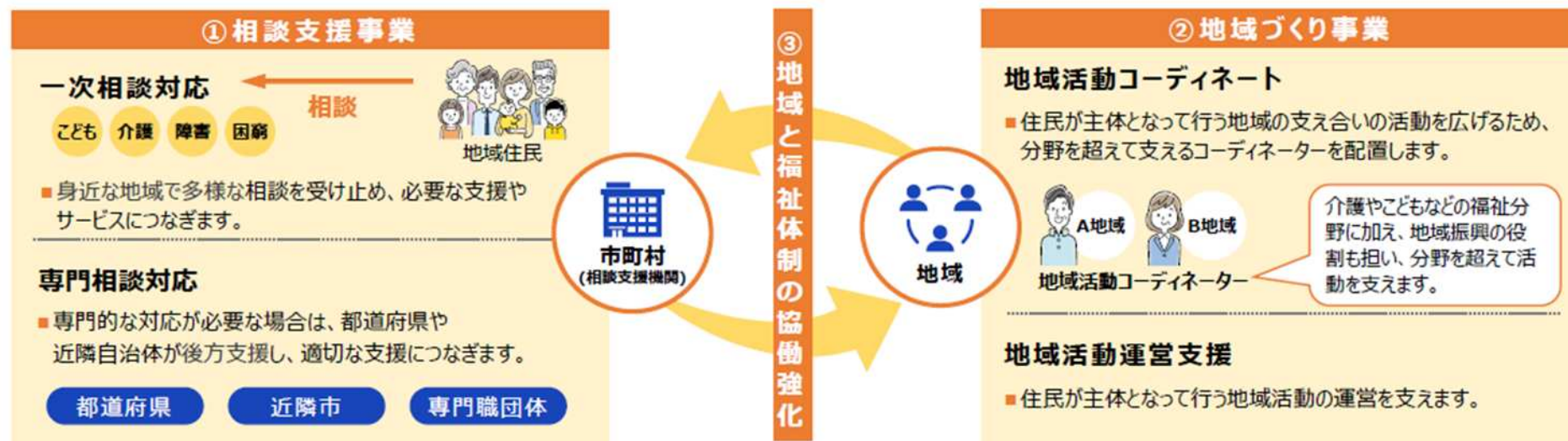
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の3事業を一体的に実施する事業を新設します。

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を受け止め、住民の地域の支え合い活動を支援します。
- ・このため、分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ・地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。



【参考1】社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1.(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



【参考1】社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

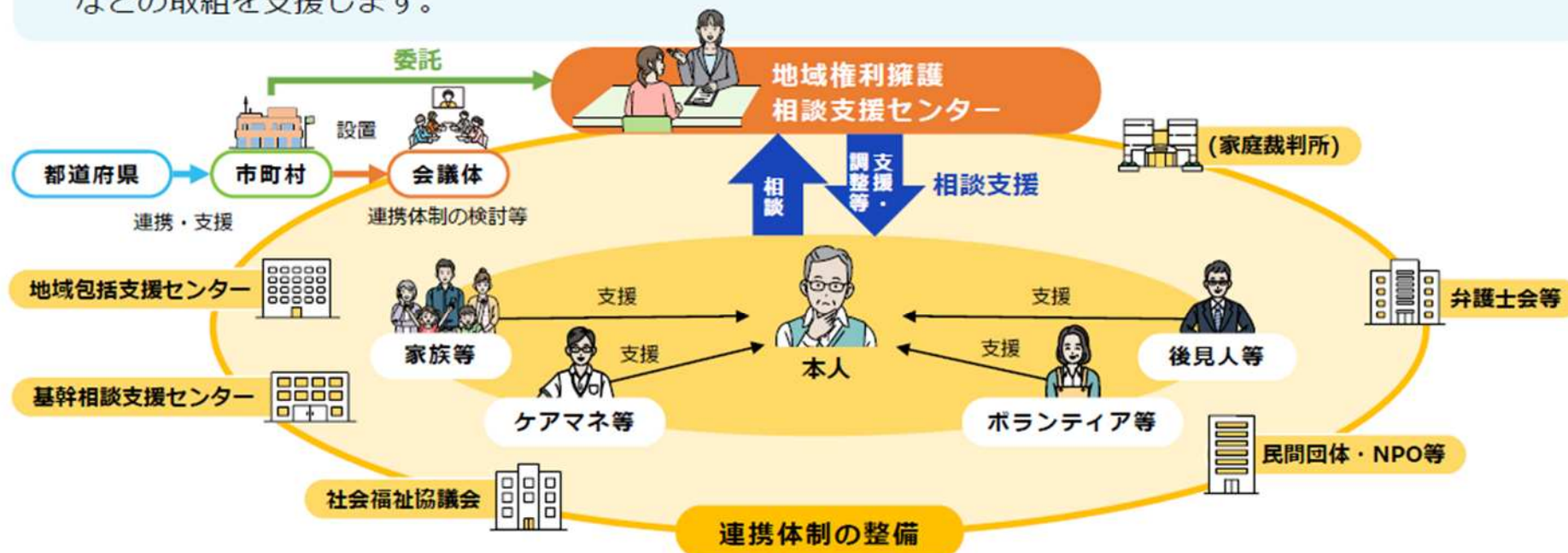
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



【参考2】鳥取県の孤独・孤立対策に関する相談窓口等

○孤独・孤立対策等の相談窓口ホームページ

生活困りごと相談	生活上の困りごとに関する相談をお受けします。 【窓口・電話・LINE】 https://www.pref.tottori.lg.jp/308386.htm
ヤングケアラー支援窓口	ヤングケアラーの当事者やその家族の方の相談窓口です。 【電話・LINE】 https://www.pref.tottori.lg.jp/296824.htm
とっとりひきこもり生活支援センター	ひきこもりに関する当事者や家族の方の相談窓口です。 【電話・メール・LINE】 https://www.tottori-hikikomori.com/ ＜参考＞ひきこもり支援のホームページ ・家族教室、ひきこもりサポーター研修等の情報を掲載しています。 https://www.pref.tottori.lg.jp/11192.htm
鳥取地域生活定着支援センター	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所等)の退所者等に対する地域生活への定着を支援する相談窓口です。【電話】 https://adsuppo.net/lsw/
出所者等の更生保護・相談窓口	刑を終えて出所した人やそのご家族からの住居や就業先などの帰住環境等の相談をお受けします。【電話】 https://www.pref.tottori.lg.jp/324828.htm
生活保護に係る相談(県・市町村)	お住まいの市町村ごとに相談窓口が設置されています。 https://www.pref.tottori.lg.jp/255464.htm
生活で困窮された方の相談(県・市町村)	お住まいの市町村ごとに相談窓口が設置されています。 https://www.pref.tottori.lg.jp/251575.htm
成年後見制度の相談(民間団体)	成年後見制度の県内民間団体の相談窓口です。 【電話】 https://www.pref.tottori.lg.jp/69758.htm

○研修会補助・講師派遣

鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金	ヤングケアラーの支援団体(公民館、PTA等)の研修費用について8万円を上限として補助します。 https://www.pref.tottori.lg.jp/296824.htm
ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	公民館等で家計管理など将来安心に暮らすためのセミナーを開催される場合には、ファイナンシャルプランナーを講師として無料で派遣します。 【連絡先】(株)そうだんひろば 電話:0857-30-6777

【参考3】県内自治体の取組状況

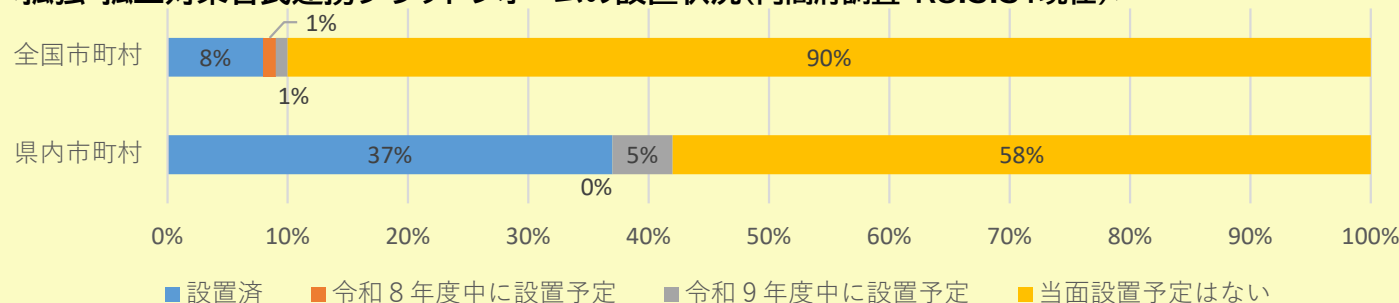
○県内自治体における重層的支援体制整備の実施及び孤独・孤立対策プラットフォームの設置状況

市町村名	重層的支援体制整備	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(R8.3.31現在)
鳥取市	令和4年度～	「麒麟のまち」圏域として孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置済
岩美町	令和8年度～	
若桜町		
智頭町	令和4年度～	
八頭町	令和6年度～	
倉吉市	令和5年度～	
湯梨浜町	令和6年度～	設置済(重層的支援体制整備事業を活用)
琴浦町	令和6年度～	設置済(重層的支援体制整備事業を活用)
米子市	令和4年度～	
日吉津村		(令和9年度に設置予定)
大山町	令和7年度～	
南部町	令和7年度～	
江府町	令和6年度～	

※北栄町、日吉津村は、重層的支援体制整備事業を実施済(令和8年度から他の国庫補助等を活用)

※記載のない市町村は、現時点で未実施、また、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置していない。

<孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置状況(内閣府調査・R8.3.31現在)>



【参考4】内閣府「孤独・孤立対策」重点計画（令和8年度改定）

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和8年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定（令和7年5月に一部改定）。
- 法施行から3年目となり、孤独・孤立対策担当大臣を中心に孤独・孤立対策の着実な推進に取り組み、地方公共団体・NPO等への支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を引き続き重点的に推進。
- 孤独・孤立の実態調査や世論調査の結果を踏まえるとともに、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ね、本部の下での孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見等も踏まえ、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）。

【令和8年改定の主なポイント】

現行計画に基づき、孤独・孤立対策の着実な推進に取り組んできた。孤独・孤立対策は国民の暮らしを守り抜く上で極めて重要な政策であるとの認識のもと、明らかとなった課題に的確に対応するため、以下の項目を中心に重点計画を改定。

①若者の孤独・孤立の予防に向けた取組の推進

- ▶ 令和7年の小中高生の自殺者数は、過去最多を更新（538人）。また、孤独感があると回答した人の割合も、若者や現役世代が高い傾向にある。

―年代別の孤独感を感じている人の割合は、30歳代が最も高く（43.0%）次いで50歳代（42.5%）、20歳代（42.0%）。

【高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2）（抄）】

孤独・孤立に陥りやすい若者について、大規模な実態調査を行った上で、社会とのつながりの構築を支援します。

②地域における孤独・孤立対策の推進

- ▶ 地域における取組基盤の整備が必要な中、地方版官民連携プラットフォーム（PF）に関し、「設置方法や取り組み方が分からない」との回答も多く、自治体独自の実情に寄り添った伴走支援が求められる。

―PF設置自治体 174団体（うち、都道府県29、市区町村145）

- ▶ 当事者の抱える課題が複雑化する中、日常的な会話や交流の中で当事者の困りごとや悩みに気づき、必要に応じて居場所など必要な地域資源につなげていくことが求められる。

③孤独・孤立対策の認知度向上

- ▶ 政府が孤独・孤立対策を推進していることを「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合は、14.4%。世代別で見ると、20代（8.1%）や30代（9.8%）などの現役世代で知っている人の割合が低い。

- こども・若者の孤独・孤立の実態を的確に把握し、若い世代の孤独・孤立の予防を目指した取組を強化する。自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進する。

- 若手社員の孤独・孤立を予防する観点も含めた、民間企業におけるつながりづくりを推進する。

- 地域の実情に寄り添い、交付金も活用しつつ、設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援をきめ細かく実施。まずは全都道府県でのプラットフォームの設置を目指す。

- 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげる取組の社会実装に取り組む。

- 政府が発信する情報が国民にしっかりと伝わるようにし、かつ、地方公共団体等による支援の情報を確実に地域住民に届ける観点から認知度の向上は最重要課題。国民への普及啓発・機運の醸成と、関係府省庁・地方公共団体等や支援の現場における施策認知度の向上を車の両輪とし、広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況の積極的な発信などに着実に取り組む。

【参考5】内閣府孤独・孤立対策推進交付金（概要）

市町村においては、令和9年度 孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)に係る意向調査について、内閣府より、一斉通知・調査システムにより回答依頼(8/19AM×切)が届いておりますので、ご確認いただき、孤独・孤立対策に関するプラットフォームの設置や事業の活用をご検討ください。

孤独・孤立対策推進交付金（地方公共団体向け）

【参考】令和8年度の概要

- 全ての国民を対象とする孤独・孤立対策を規定した世界で初めての孤独・孤立対策推進法の施行、孤独・孤立対策推進交付金の創設から2年
- 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組を支援

都道府県：1/2補助（交付上限額400万円）

市区町村：3/4補助（交付上限額300万円、複数の市区町村が連携して実施する場合600万円）

事業内容

交付対象例

1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

プラットフォーム設置に向けた検討会・職員研修会の開催、プラットフォーム幹事会等の開催

2 孤独・孤立対策関連事業

① 孤独・孤立対策の取組方針の作成

取組方針作成のための情報交換会、検討会の開催

② 実態把握や地域資源の調査

孤独・孤立に関する住民向けアンケート調査、圏域内の関連団体等の現況調査

③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動

プラットフォーム加入団体職員の研修会・情報交換会・ワークショップ

④ 住民への情報発信や普及啓発活動

孤独・孤立対策強化月間を含む住民向けシンポジウム・講習会、広報動画の作成

⑤ 人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策の相談窓口職員を対象としたスキルアップのための研修会

⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置

地域協議会の開催

⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流の機会の創出など当事者等への支援

相談窓口の設置、チャットボットによる支援、居場所づくりへの取組

⑧ ⑦の活動を行う団体への支援(いわゆる中間支援)

NPO等の支援団体に対する補助

⑨ 都道府県による管内市区町村の後方支援

都道府県による管内市区町村職員向けの孤独・孤立対策に関する研修会

⑩ その他内閣府が必要と認める取組

地方公共団体独自の取組による孤独・孤立対策の推進

※ 民間団体への委託可能。⑦及び⑧については補助も可能

「孤独」や「孤立」について、あなたは、どのようなイメージをもっていますか。
(複数回答)



(備考) 「孤独・孤立対策に関する世論調査(速報)」による。

調査期間：令和7年10月23日～11月30日

調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人(回収数1,604人)

これから孤独・孤立対策に取り組もうとしている地方公共団体担当者の皆様へ
取組を進めている市区町村担当者からのアドバイス
「取り組もうとした理由・きっかけ」「まず始めたこと」「取り組んで良かったこと、苦労したこと」

